

## オンラインで 転出届を提出できるようになります

●問い合わせ先 市民課 戸籍住民班 ☎(248)1113

2月6日(月)から、転出届についてマイナンバーを通じたオンラインでの届出が可能になります。

このサービスを利用する人は、転出にあたり市役所への来庁が原則不要となります。手続きには、電子証明書が有効なマイナンバーカードが必要です。

なお、マイナンバーカードを通じて転出届の提出をした後は、転入先の市区町村窓口で転入届などの手続きをしてください。

### ▼手続きできる異動内容

- ・転出届
- ・転入予約(転出届と同時に)
- ・転居予約
- ・転出届取消
- ・転入予約取消
- ・転居予約取消



▲デジタル庁ホームページ



▲マイナンバーカード申請に関する市のホームページ

### ▼オンラインで手続きができない人

- ・電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っていない人
- ・申請者と世帯が異なる人
- ・海外へ引っ越しをする人
- ・DV支援措置対象者

今後、マイナンバーカード普及に伴い、いろいろな届出が自宅で行えるようになります。デジタル社会実現の基盤となるもので、社会全体の利便性向上につながります。

この機会に、あなたもマイナンバーカードを作りませんか。

## インターネット上の人権侵害をなくしましょう

### ネット上における人権侵害が社会問題化しています

●問い合わせ先 人権啓発教育課 ☎(248)2399

近年、インターネット上において、個人への誹謗中傷、特定の民族や国籍の人々への差別的言動、部落差別問題を助長するような投稿、SNS上のいじめなどが相次いで発生しています。

このような書き込みを発見したときには、次の手順で削除の依頼ができます。

### ▼削除依頼の流れ

- ①削除依頼したい投稿のURLやアドレスを記録する。
- ②画面や動画は保存しておく
- ③サービスの『通報』や『お問い合わせ』(削除依頼などを申請するページ)を探す。

削除依頼申請ページが表示されたら、フォームに従って、必要事項を入力する。内容を確認し、送信する。削除依頼では解決できない場合は、発信者を特定することも可能です。詳しくは二次元コードを「ご確認ください」。



▲#NoHeartNoSNS

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口も設置されています。誹謗中傷の書き込みでお困りの人は一人で悩まず、積極的に次の相談窓口をご利用ください。

### ▼悩みや不安の相談窓口

まもろうよ こころ (厚労省)



### ▼ネットトラブルの専門家による迅速な助言が欲しい場合の相談窓口

違法・有害情報相談センター (総務省支援事業)



### ▼人権相談窓口

全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行ないます(外国語にも対応)。



出典 #NoHeartNoSNS (一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構

## 大学生等を扶養する保護者への 給付金の申請はお済みですか

●問い合わせ先 市大学生給付金コールセンター ☎(359)5504

コロナ禍や物価高騰で、修学や生活に影響を受ける大学生等を扶養する保護者へ、経済的負担の軽減を目的に現金を給付します。

### ▼対象

令和4年11月1日時点、本市在住で、大学生等(※)を扶養している保護者

※平成16年4月1日以前に生まれた、修業年限が1年以上の課程の大学・大学院・短期大学・専門学校・高等専門学校・各種学校・進学予備校などに在籍する人

### ▼支給額

大学生等1人当たり2万円

### ▼申請方法

次の申請書に①②④の添付書類を添えて郵送してください。申請書は、ホームページからダウンロードするか、企画課または支所で配布しています。



▲大学生給付金

### ・申請書名

『合志市大学生等扶養世帯応援給付金給付申請書兼請求書』

①申請者(保護者)の本人確認書類 (例)運転免許証、マイナンバーカードなどの写し

②大学生等の在学を証明する書類 (例)令和4年4月1日以降に発行された在学証明書や有効期限がある学生証の写し

③大学生等と申請者の扶養関係が確認できる書類

(例)大学生等の健康保険証の写しなど

④申請者の振込口座(通帳)の写し

### ▼申請期限

2月28日(火)必着

### ▼郵送先

〒861-1195 合志市役所 企画課

## 申請期限が迫っています

### ふるさと創生基金事業補助金

●問い合わせ先 企画課企画広報班 ☎(248)1813

市では、人材育成を目的に、スポーツや文化活動などで、県代表として県外で行なわれる九州大会や全国大会に参加した場合に経費の一部を補助しています。期限を過ぎると申請できませんので、まだお済みでない人は早めに申請をお願いします。

### ▼補助対象・条件

- ・市内に住所がある人
  - ・県代表、またはそれに相当する出場資格を得て大会に出場した人
  - ・世帯で市税などの滞納がないこと
  - ・大会開催地が県外であること
- ※市内小中学校部活動は対象外です(校長が申請する教育委員会の補助があります)

### ▼補助金額

- 大会開催地により異なります。
- 海外 2万円
- 国内(沖縄を含む) 1万円
- 九州内(沖縄以外) 5千円

### ▼申請方法

『補助金交付申請書(各種大会用)』

『請求書』に次の書類を添えて、企画課窓口へ提出してください。

- ・大会要項(大会名、開催日、開催場所、主催者などが確認できるもの)
- ・県代表相当であることが確認できるもの(県予選の結果、県連盟の推薦書など)
- ・補助対象者の出場が確認できるもの

申請に必要な書類は、企画課窓口か市ホームページから入手できます。申請方法など、詳しくはお尋ねになるか、市ホームページをご覧ください。



### ▼申請期限

大会終了後、その年度内。なお、大会が3月にある場合は4月未まで。

### ●提出先

企画課企画広報班 市役所2階②番窓口

※西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所では受け付けできません